

愛知県美術品等共同収蔵庫整備等事業 入札説明書等に関する質問(参加資格以外に関する質問)及び回答

No	資料名	該当箇所						タイトル	質問	回答
		頁	項目							
1	入札説明書	22	3	(5)	ウ	(イ)		事業提案書の受付	提出部数に関して、「事業提案書等（【様式 12】、【様式 13】、【様式 14】、【様式 15】、【様式 A-1】～【様式 E】及び各添付様式）18 部」とありますが、「提出書類及び様式一覧」には【様式 12】、【様式 13】、【様式 14】は1部提出となっております。【様式 12】、【様式 13】、【様式 14】は各1部提出するとの理解でよろしいでしょうか。	【様式 12】、【様式 13】、【様式 14】は、各1部提出することとします。 入札説明書を修正します。
2	入札説明書	22	3	(5)	ウ	(イ)		事業提案書の受付	【様式15】提案概要書、【様式A－1】～【様式E】事業提案書は、ともに、正本、副本の区別なく、18部提出するとの理解でよろしいでしょうか。	お見込のとおりです。
3	入札説明書等	-	全般					予算・価格	博物館用展示ケース及び関連する専門設備について、愛知県が設定している個別の予算額、予定価格、上限額又は参考価格はございますでしょうか。	本事業は、入札説明書「2（1）オ（エ）」にあるとおり、事業全体の予定事業価格をお示しております。 なお、博物館用展示ケース及び関連する専門設備については、本事業に必要な設備等に関する個別の予算額、予定価格、上限額又は参考価格はお示しておりません。 要求水準書等を熟覧いただき、本事業の事業範囲を踏まえ、事業全体の予定事業価格の中で、各応募者からの御提案を期待しております。
4	入札説明書等	-	全般					予算・価格	博物館用展示ケース及び関連する専門設備について個別の予算設定がない場合、展示ケースの価格は応募者又は将来の事業者が自ら算定し、本事業全体の価格提案に含めるものと理解してよろしいでしょうか。	本事業は、入札説明書「2（1）オ（エ）」にあるとおり、事業全体の予定事業価格をお示しております。 なお、博物館用展示ケース及び関連する専門設備については、本事業に必要な設備等に関する個別の予算額、予定価格、上限額又は参考価格はお示しておりません。 展示ケースの価格を応募者が自ら算定し、本事業全体の価格提案に含めることについて、お見込みのとおりです。
5	要求水準書	2	第1	2	(1)			事業期間	開館日が2031年度中とありますが、開館日は事業者側で設定するものと考えてよろしいでしょうか。又、開館とは何を基準に開館するものと考えればよろしいでしょうか。（例えば、「収蔵品が1作品でも入れば開館可能」等）	2031年度中の開館を前提として、具体的な開館日は御提案によります。 特定事業契約書（案）第65条及び第66条に基づき、維持管理業務及び運営業務の体制が整備され、特定事業契約を満たすことを県が確認した場合に開館することが可能となります。 なお、開館日の考え方については、収蔵室【公開】や第2レクチャールームに作品が配置され、来館者・ホームページ来訪者に対して教育普及業務が展開でき、開館準備業務を終了する日の翌日を想定しています。 原則として、開館前に作品移設業務を完了することとしていますが、教育普及業務の実施が可能となる相当数の作品移設が完了している場合などにあつては、県との協議により、開館日以降も作品移設作業を継続することも可能と考えています。 「保存を通じた教育普及」という共同収蔵庫の機能に鑑み、収蔵室【公開】や第2レクチャールーム、修復室その他諸室等において、作品の保存について学ぶことができる状態となっている必要があります。
6	要求水準書	8	第2	2	(1)	ア		協議会	協議会の参加者欄に「県、事業者」とありますが、事業者はどのような者の参加を想定されているかご教示ください。（毎月1回程度開催される連絡会議には、各責任者の参加が明記されていますが、SPCの代表取締役など、各責任者以外の者の参加を想定されているのでしょうか。）	協議会は、この官民連携事業における最も高位の意思決定機関です。 特定事業契約の変更等に関する協議等も含めた、この事業の重要事項についての協議と判断を行う場となります。 従って、SPCにて当該権限を有する方の出席を想定しています。
7	要求水準書	10	第2	2	(4)			事業期間終了時の引継業務	「県が貸与した設備、備品等を」とありますが現時点で想定される具体的な物があればご教示ください。	現時点で具体的な想定はありません。
8	要求水準書	12	第3	1	(2)	ア		敷地条件	校舎を任意事業として利活用しない場合、事業用地と校舎敷地の分筆手続き、確定測量その他これらに付随する業務は県にて実施及び費用負担いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	既存校舎区域を任意事業として利活用しない場合であっても、分筆や確定測量等は不要と考えています。
9	要求水準書	12	第3	1	(2)	ア		敷地条件	校舎を任意事業において利活用しない場合、本事業の事業用地として想定される範囲についてご教示ください。また、事業範囲が分かる図面等をご提示いただくことは可能でしょうか。	既存校舎区域を利活用しない場合、「別添資料 2 事業区域及び対象敷地図」に示す事業区域から、既存校舎区域を除く範囲を事業区域とします。 事業範囲の詳細は、「別添資料 2 事業区域及び対象敷地図」を御参照ください。
10	要求水準書	12	第3	1	(2)	オ		既存擁壁状況	既存擁壁に関する詳細調査は設計業務の一部として本事業費から計上する必要があるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込のとおりです。

愛知県美術品等共同収蔵庫整備等事業 入札説明書等に関する質問(参加資格以外に関する質問)及び回答

No	資料名	該当箇所							タイトル	質問	回答
		頁	項目								
11	要求水準書	12	第3	1	(2)	オ			既存擁壁状況	擁壁詳細調査、また調査の結果、補修・補強工事または開発を伴うような大規模な工事が必要となった場合、その費用は提示されている予定事業価格の範囲内で事業者負担となりますでしょうか。また、これに関わる費用をおよび工期の別途協議は可能でしょうか。	既存擁壁の詳細調査及びその結果に基づく補修及び補強工事は、予定事業価格の範囲内で事業者負担となります。 ただし、詳細調査の結果、入札説明書等から通常事業者が予見できない事項が判明した場合、その内容を踏まえ、必要な費用及び工期の取扱いについて協議します。
12	要求水準書	12	第3	1	(2)	キ			施設内容	共同収蔵庫の設計にあたり、県立3施設の現収蔵庫について耐荷重の設定を知りたい。	別途、守秘義務資料として回答します。
13	要求水準書	14	第3	2	(2)	ア	(カ)	e	水資源の有効活用	「水資源の有効利用を図る。」とありますが、井戸水の利用に制限などがあればお願いします。	本事業では、井戸水の利用は想定していません。要求水準書に記載する『水資源の有効利用』については、上水消費量の削減及び公共下水道への負担低減を図る観点から、事業者の提案により適切に対応してください。
14	要求水準書	15	第3	2	(3)	ア			安全性	構造体の耐震性：Ⅱ類とのことですが、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準及び同解説」令和3年版に基づき、杭基礎の大地震時の安全性の検討も必要となりますでしょうか。	必要です。
15	要求水準書	15	第3	2	(3)	ア	(イ)	a	火災時対応	ガス消火設備の種類について指定があればお願いします。	特段の指定はありません。要求水準書及び「別添資料11 各室諸元表」（守秘義務資料）に示す要求を満たすとともに、作品への影響、安全性、環境性等に配慮し、関係法令を遵守した上で、事業者において適切な方式を選定してください。
16	要求水準書	16	第3	2	(3)	ウ			防犯性	セキュリティ計画に関する要求事項について、敷地内のどの範囲までを対象として整備することを想定されているのかご教示ください。特に、校舎や任意事業エリアが含まれる場合の考え方についてもご教示ください。	別途、守秘義務資料として回答します。
17	要求水準書	16	第3	2	(4)	ア	(イ)		動線計画	要求水準書に記載の「周遊性のある動線計画」について、事業者は来館者動線のための舗装整備やサイン整備を実施する必要があるのでしょうか。	周遊性を確保するために必要な整備は本事業に含みます。事業者の提案により適切に計画してください。
18	要求水準書	17	第3	2	(4)	ウ	(ア)		音環境	「諸室の用途及び外部騒音レベルに応じ」とありますが、各室諸元表などに騒音レベルの記載はありません。レベルなどの想定は事業者の判断としてよろしいでしょうか。	具体的な騒音レベルの指定はありません。現地条件及び諸室の用途を踏まえ、事業者において適切に設定してください。
19	要求水準書	20	第3	2	(5)	ア	(ウ)	b	耐久性(建築設備)	建設予定地は海岸から5km以内にあるため、「塩害地域」として、建築計画や設備計画を行う必要がありますか。	本敷地を一律に塩害地域として指定するものではありませんが、塩害の影響を考慮し、必要な対策を講じてください。
20	要求水準書	20	第3	3	(1)	イ			施設計画	収蔵室の積載荷重をご指示願います。	別途、守秘義務資料として回答します。
21	要求水準書	20	第3	3	(1)	イ			施設計画	3施設（愛知県美術館、陶磁美術館、芸術大学）収蔵室の積載荷重をお教え願います。	別途、守秘義務資料として回答します。
22	要求水準書	23	第3	3	(1)	コ			外構計画	外構計画に記載のある各所フェンスの高さや仕様の規定があればご指示願います。	高さや仕様の規定はありませんが、みだりに人が立ち入ることができないものとしてください。また、フェンス等には見やすい箇所に関係者以外の立入りを禁止することを表示した立札等を設置してください。
23	要求水準書	23 24	第3 第3	3 3	(1) (1)	コ サ	(ア)		全般 5個目の・ 野球場	「セキュリティを要する部分には、フェンス等により適切に区画すること。」とありますが、P24サ野球場に記載のある既存正門から野球場までのアクセスできる歩行者用通路について、収蔵庫施設エリアとの境界にフェンスなどは必要でしょうか。必要な場合指定される仕様などがあればご指示願います。	境界全域へのフェンス設置を一律に求めるものではありません。セキュリティ上必要な箇所について、適切に区画してください。

愛知県美術品等共同収蔵庫整備等事業 入札説明書等に関する質問(参加資格以外に関する質問)及び回答

No	資料名	該当箇所							タイトル	質問	回答
		頁	項目								
24	要求水準書	23	第3	3	(1)	コ	(ア)		外構計画	土壌汚染対策区域において必要となる飛散防止のための仮囲い等の設置費用は県負担との理解でよろしいでしょうか。事業者にて負担する場合は、本事業費から計上する必要があるとの理解でよろしいでしょうか。	飛散防止のための仮囲い等の設置は不要ですが、特に強風時には、掘削時に飛散防止のため、適宜散水を行ってください。散水に係る費用は事業者負担です。
25	要求水準書	23	第3	3	(1)	コ	(イ)		外構計画	忠魂碑（石碑）へのアクセス確保に必要な通路について、想定される舗装仕様・整備水準をご教示ください。	忠魂碑へのアクセスに必要な通路については、一般的な歩行者用通路として支障なく通行できる整備水準を想定しています。具体的な舗装仕様については、要求水準を満たす範囲で御提案によります。 なお、忠魂碑へのアクセスに関して整備が必要となるのは事業区域内であり、事業区域外の通路まで整備する必要はありません。
26	要求水準書	23	第3	3	(1)	コ	(イ)		歩行者用通路 4個目の・	「円滑な動線を確保すること。」とありますが、舗装仕様、フェンスなど指定があればご指示願います。	忠魂碑へのアクセスに必要な通路については、No. 25の回答を御参照ください。 なお、常時、歩行者が忠魂碑へアクセスできる動線を確保してください。
27	要求水準書	23	第3	3	(1)	コ	(イ)		歩行者用通路	隣接する忠魂碑はどのようなもので、配慮すべき点等があれば、教えていただきたい。	日清戦争等の戦死者を慰霊する忠魂碑が、元常滑高校の隣接地（土地所有者及び管理者：常滑市）に建てられています。元常滑高校の敷地を経由して忠魂碑へ続く道があり、管理者や市民の通行があります。 また、常滑市主催の追悼式の開催が想定されます。（現時点では日程は未定） その際、常滑市から県へ駐車場利用の協力要請があり、参加者は元常滑高校敷地内に車を駐車し、忠魂碑へ向かわれます。 県としては、本事業開始後も、引き続き、管理者や市民の通行や慰霊祭開催時の駐車場利用に配慮する方針ですので、事業者においても参拝者の駐車場利用等への協力をお願いします。 なお、参考として、追悼式の前身である常滑市遺族連合会（2025年度末解散）主催の慰霊祭については年2回開催し、参加者は40人程度です。
28	要求水準書	24	第3	3	(1)	コ	(カ)		雨水排水	既存敷地の雨水排水図をご提示願います。	別途、守秘義務資料として回答します。
29	要求水準書	24	第3	3	(1)	コ	(カ)		雨水排水	要求水準書において「適切な排水性能を確保すること」とありますが、これに伴い必要となる雨水桝、排水設備等の整備・改修工事については事業者負担として本事業費から計上する必要があるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込のとおりです。
30	要求水準書	24	第3	3	(1)	コ	(カ)		雨水排水	要求水準書において「適切な排水性能を確保すること」とありますが、排水計画の検討にあたっては、計画敷地外から流入する雨水についても考慮する必要があるのでしょうか。 また、排水計画の前提条件となる既存施設の排水系統、既存排水設備の能力、想定雨量（計画降雨条件）、関連する排水計画資料等があればご開示ください。	周辺地形等を踏まえ、本事業区域の排水計画に影響する雨水については考慮してください。既存インフラについては、「別添資料9 インフラ関連資料」を御参照ください。また、事業区域の雨水排水図については、No. 28の回答を御参照ください。
31	要求水準書	24	第3	3	(1)	サ			野球場	野球場を指定緊急避難場所として利用するための既存正門から野球場への歩行者用通路（敷地接道取り合いを含む）について、求められる舗装レベルをご教示ください。	一般的な歩行者用通路として支障なく通行できる整備水準を想定しています。具体的な舗装仕様については、要求水準を満たす範囲で御提案によります。

愛知県美術品等共同収蔵庫整備等事業 入札説明書等に関する質問(参加資格以外に関する質問)及び回答

No	資料名	該当箇所							タイトル	質問	回答
		頁	項目								
32	要求水準書	24	第3	3	(1)	サ			野球場	指定緊急避難場所である野球場において、草木の伐採・除草程度を想定されているのでしょうか。それとも舗装整備まで必要でしょうか。	下図の青色部分（野球場フィールド部分）に加え、車の乗り入れに必要となる部分を整地してください。 整地の仕様については、草木の伐採・伐根・除草を行い、乗り入れ口を除く部分は既存の土を敷き均して転圧する形を想定しています。乗り入れ口については、乗用車の通行を想定した舗装を行ってください。 なお、法面や既存建築物周辺については整地の必要はありません。 
33	要求水準書	24	第3	3	(1)	サ			野球場 1個目の・	「適切に整地を行うこと。」とありますが、整理範囲、高木の撤去要否、整地仕様をご指示願います。また野球場周辺にフェンスなどの囲障は必要な場合は使用などをご指示願います。	整地範囲、高木の撤去要否、整地仕様については、No. 32の回答を御参照ください。 野球場周辺のフェンスなどの囲障については、特に現状から変更する必要はありません。ただし、車の乗り入れに支障がある場合は撤去してください。
34	要求水準書	24	第3	3	(1)	サ			野球場 1個目の・	「適切に整地を行うこと。」とありますが、整地が必要な範囲を設定するために「指定緊急避難場所」として必要な面積をご提示ください。	No. 32の回答を御参照ください。
35	要求水準書	24	第3	3	(1)	サ			野球場 2個目の・	「既存正門から野球場までのアクセスできる歩行者用通路」の整備において、別添資料2に記載の事業区域外となりますが、別添資料5の土壌汚染資料における区域、範囲は対象外と考えればよろしいでしょうか。	お見込のとおりです。
36	要求水準書	24	第3	3	(1)	サ			野球場 2個目の・	「既存正門から野球場までのアクセスできる歩行者用通路」について通路幅、舗装仕様などをご指示願います。	通路幅は車いす同士がすれ違える程度のものを想定しています。 舗装仕様は、No. 31の回答を御参照ください。
37	要求水準書	24	第3	3	(1)	サ			野球場 3個目の・	「建設工事着手前までに整地を完了すること」とありますが、既存正門から野球場までの歩行者用通路も建設工事着手前に整地を完了する必要があると考えればよろしいでしょうか。	既存正門から野球場までの歩行者通路については、建設工事着手前に整地する必要はありませんが、工事期間中であっても、災害発生時に避難者が通行できるような配慮をお願いします。
38	要求水準書	24	第3	3	(1)	サ			野球場 5個目の・	「建築物及び工作物の撤去は行わない」とありますが、既存物については現状のまま残置し、当該既存物への接近を防止する策を講じる必要もなしと考えてよろしいでしょうか。 また、既存物周囲は緊急避難場所としての活用範囲の対象外とし、整地も不要と考えてよろしいでしょうか。	お見込のとおりです。
39	要求水準書	24 25	第3	3	(2)	ア			共通事項 最終の・	「手配から納期までの期間が2週間以内に対応可能」とありますが、具体的な消耗品、交換部品をご指示願います。	具体的な品目の指定はありません。採用する機器に係る消耗品及び交換部材を対象とします。
40	要求水準書	26	第3	3	(2)	キ			発電設備	停電時対応として非常用電源等の確保が求められていますが、停電時に機能維持が必要となる範囲についてご教示ください。収蔵庫部分のみを対象とするのか、管理諸室やその他の関連施設も含むのかをご教示ください。	別途、守秘義務資料として回答します。
41	要求水準書	28 29	第3	3	(3)	ア			共通 P29の2個目の・	「手配から納期までの期間が2週間以内に対応可能」とありますが、具体的な消耗品、交換部品をご指示願います。	具体的な品目の指定はありません。採用する機器に係る消耗品及び交換部材を対象とします。

愛知県美術品等共同収蔵庫整備等事業 入札説明書等に関する質問(参加資格以外に関する質問)及び回答

No	資料名	該当箇所							タイトル	質問	回答
		頁	項目								
42	要求水準書	29	第3	3	(3)	イ			空気調和設備 8個目の・	「災害時に使用する室の空調」とあるが、災害時に使用する室とは、諸元表の非常電源の空調に○のある室と考えればよろしいでしょうか。	別途、守秘義務資料として回答します。
43	要求水準書	30	第3	3	(3)	オ			自動制御設備 2 つ目の・	「省エネルギーに係る業務報告」とは何のことでしょうか。	具体的な業務報告は想定していないため、該当部分を削除します。
44	要求水準書	31	第3	3	(3)	シ	(ア)		乗用エレベーター 2個目の・	「乗用エレベーターは、来館者用及び管理用を兼用とし、」とありますが、兼用ではなく来館者用、管理用を個別に設けても問題ないでしょうか。	御提案を妨げるものではありません。
45	要求水準書	31	第3	3	(3)	シ	(ア)		乗用エレベーター	「来館者用及び管理用を兼用とし・・・」とありますが、バックヤードの管理エレベーターは不要と考えてよろしいでしょうか。	お見込のとおりです。ただし、御提案を妨げるものではありません。
46	要求水準書	33	第3	5	(2)	ア			調査 1 個目の・	生活環境に関わる調査（交通量、風害・・・）とありますが、具体的な調査方法、調査項目の指定があればご指示願います。もしくは適用法令・条例をお教え願います。	具体的な調査方法及び調査項目の指定はありません。計画内容に応じ、必要な調査を適切に実施してください。
47	要求水準書	34	第3	5	(2)	オ	(イ)		実施設計 4 つ目の▷	「防災性能評定に関する資料の作成及び申請手続業務」とありますが、該当する法令、条例をお教え願います。	本施設について一律に防災性能評定の取得を求めるものではないため、該当部分を削除します。ただし、設計内容に応じて、建築基準法に基づく耐火性能、避難安全性等々の性能評価・大臣認定又は行政上の防災計画評定等が必要となる場合は、その資料作成及び申請手続を適切に実施してください。
48	要求水準書	34	第3	5	(2)	オ	(イ)		実施設計 8 つ目の▷	「建築物のLCC を通じた二酸化炭素排出量等を用いて行う総合的な環境保全性能の評価業務」とは何のことでしょうか。	CASBEEによる総合的な環境性能の評価を行う業務を指します。要求水準書にその旨を明記します。
49	要求水準書	35	第3	5	(3)	ケ			別途工事との調整	別途工事とは具体的にどのようなものが想定されますか。	現時点で具体的な想定はありません。
50	要求水準書	35	第3	5	(3)	ケ			別途工事との調整	「本施設に係る別途工事・・・」の記載ありますが別途工事の具体的な職種ございましたらご教示ください。	No. 49の回答を御参照ください。
51	要求水準書	36	第3	5	(5)				什器・備品の 調達・整備業務	海外の専門メーカーが製造する展示ケース・保存設備について、日本国内法令・規格への適合を前提として、本事業で採用する場合に必要なとなる規格、認証又は承認条件をご教示ください。	別途、守秘義務資料として回答します。
52	要求水準書	36	第3	5	(5)	ア			仕様	別添資料13「什器備品等リスト」に、博物館用展示ケース（独立型、壁面型、保存展示ケース等）は含まれていますか。	別途、守秘義務資料として回答します。
53	要求水準書	36	第3	5	(5)	ア			仕様	展示ケースが含まれる場合、種類別の数量、用途及び設置予定室（「収蔵室（公開）」を含む）をご教示ください。	別途、守秘義務資料として回答します。
54	要求水準書	36	第3	5	(5)	ア			仕様	展示ケースについて、寸法、設置位置、配置図、平面・立面・断面図、詳細図等の技術資料はありますか。	別途、守秘義務資料として回答します。

愛知県美術品等共同収蔵庫整備等事業 入札説明書等に関する質問(参加資格以外に関する質問)及び回答

No	資料名	該当箇所							タイトル	質問	回答
		頁	項目								
55	要求水準書	36	第3	5	(5)	ア			仕様	展示ケースに適用される要求性能（ガラス、構造・耐荷重、開閉・施錠、防犯・耐震、照明・配線、気密性、温湿度・マイクロクライメート、材料放散物質等）をご教示ください。	別途、守秘義務資料として回答します。
56	要求水準書	36	第3	5	(5)	ア			仕様	博物館用展示ケースについて、予定されている数量、種類、参考又は確定寸法及び設置予定場所をご教示ください。	別途、守秘義務資料として回答します。
57	要求水準書	36	第3	5	(5)	ア			仕様	博物館用展示ケースに関する配置図、平面図、立面図、断面図、詳細図、参考デザイン等の技術資料がある場合、提供又は閲覧は可能でしょうか。	別途、守秘義務資料として回答します。
58	要求水準書	37	第4	1	(3)				業務の区分	県立3施設各館について、作品移設業務に係る梱包作業・資材仮置き・梱包後作品の仮置き等に使用できる面積を知りたい（現行の3施設の面積）。	別途、守秘義務資料として回答します。
59	要求水準書	37	第4	1	(4)				業務の期間	県立3施設各館について、作品移設業務に係る梱包作業を開始できる時期を知りたい。	別途、守秘義務資料として回答します。
60	要求水準書	37	第4	1	(4)				業務の期間	作品移設業務は長期間に渡ることが予想される。移設の進捗に関して、開館日とする基準を知りたい。	No. 5の回答を御参照ください。
61	要求水準書	38	第4	2	(2)				作品移設業務	作品移設業務は長期間に渡ることが予想される。開館日以降も作品移設作業を継続できるのか。	No. 5の回答を御参照ください。
62	要求水準書	38	第4	2	(2)				作品移設業務	作品リストをご提示いただいておりますが、移設計画や保管計画の検討を行うため、現行の3拠点における作品の保管状況（保管場所、保管形態、収蔵環境等）を確認する機会を設けていただくことは可能でしょうか。あわせて、現地視察の可否についてご教示ください。	別途、守秘義務資料として回答します。
63	要求水準書	38	第4	2	(2)				作品移設業務	応募グループが県立3施設へ訪問して、作品現状を確認するための現地調査を実施することの可否、可の場合は実施の見通しを知りたい。	別途、守秘義務資料として回答します。
64	要求水準書	44	第5	2	(5)				清掃業務	県立3施設の収蔵庫について、IPMに基づくクリーニングを行うことが記載されている。令和7年度に愛知県美術館にて実施した同様の作業水準を維持すると考えてよいのか。これまでの知見に基づき各エリアごと1年あたりの適切な頻度を教えてほしい。	別途、守秘義務資料として回答します。
65	要求水準書	48	第6	2	(1)	ア			教育普及プログラムの企画・運営	教育普及プログラムの企画・実施以外に、教育普及業務として想定されている運営業務（教材・配布物の作成、講師手配等）があればご教示ください。	教育普及業務では、作品の保存について学べる機会の提供のため、常時学べるコンテンツやイベント等の企画が含まれます。具体的な内容は御提案としますが、実施にあたり必要となる教材・配付物の作成や、イベントの講師手配等も想定しています。
66	要求水準書	48	第6	2	(1)	ア	(ア)		教育普及プログラムの企画・運営	要求水準書において教育普及業務として講師との調整業務が求められていますが、本事業では県による学芸員等の配置は予定されているのでしょうか。あるいは、収蔵品移管元3施設の関係者等を県にて紹介・調整いただき、事業者はその運営調整を行うことを想定されているのでしょうか。またその際の費用負担については、運営費から計上する必要があるのか、もしくは県から謝金として支給いただけるのでしょうか。	現時点では、教育普及プログラムの実施にあたり、県又は県立3施設の学芸員の配置は予定されておりませんが、専門的な意見等を必要とする場合には、県立3施設の学芸員に相談することが可能です。教育普及プログラム等への協力については、県立3施設の学芸員の業務に支障のない範囲で対応を検討しますが、具体的な役割分担については、個別の提案内容を踏まえ、対応可否を含めて協議するものとします。なお、教育普及プログラムに係る費用は運営費に計上しますが、事業者から県立3施設の学芸員への謝金支払いは想定しておりません。

愛知県美術品等共同収蔵庫整備等事業 入札説明書等に関する質問(参加資格以外に関する質問)及び回答

No	資料名	該当箇所							タイトル	質問	回答
		頁	項目								
67	要求水準書	50	第6	2	(2)				作品運搬業務	4 t トラック想定とあるが、大型トラックを使用しなければ積載できない作品について想定しておくべきか。想定する場合はどの程度の頻度を想定するか。	<愛知県美術館> 輸送中の高さが2200mmを超える作品を移送する可能性はありますが、現時点では極めて稀であると考えています。 <愛知県陶磁美術館> 現時点では4tを超える大型トラックの使用は想定していません。 <愛知県立芸術大学> 現時点では4tを超える大型トラックの使用は想定していません。
68	要求水準書	52	第7	2					業務の要求水準	要求水準書では、収蔵室等全体面積約5,700㎡のうち、営業倉庫（前室含む）の面積を原則3割程度（約1,710㎡）とすることとされていますが、県として当該規模の営業倉庫に対する需要を見込まれているのでしょうか。 営業倉庫面積設定の考え方や、事業性の検討に当たり参考となる情報があればご教示ください。	「愛知県美術品等共同収蔵庫整備基本計画」に示すとおり、本事業では、県立3施設が今後40年にわたり貴重な作品を安全かつ安定した状態で保存・継承するために必要な収蔵面積の確保を目指しています。 付帯業務は、必要な収蔵面積のうち、本事業期間中に県立3施設の利用が見込まれない収蔵スペースを、営業倉庫として有効活用することを目的としています。 なお、具体的な需要を把握しているわけではありませんが、「愛知県美術品等共同収蔵庫整備基本計画」に示すとおり、公益財団法人日本博物館協会『令和元年度日本の博物館総合調査報告書』（2020年9月）及び法政大学『博物館収蔵資料の保管と活用に向けた調査研究（公立博物館アンケート調査結果）報告書』（2024年5月）では、全国で6～7割の美術館・博物館において収蔵スペースに課題があると報告され、2025年7月に愛知県が県内の公立・私立美術館等にアンケート調査を実施したところ、7割の美術館等において同様の課題があることが確認されました。 また、本営業倉庫は、美術館等に関わらず、美術品等の保管を行うことを想定しています。
69	要求水準書	52	第7	2					業務の要求水準	要求水準書では、営業倉庫（前室を含む）の面積を原則として収蔵室面積の3割程度とすることとされていますが、当該営業倉庫部分において実施可能な業務は営業倉庫業に係る業務に限定されるのでしょうか。	本事業期間中に県立3施設が利用しない余剰となる収蔵室等では、共同収蔵庫の基本理念及び機能を阻害しない範囲において、県立美術館の収蔵環境を活用した第三者の作品等、預託品の保管を行う倉庫業を行っていただきます。事業者には、倉庫業法に従い、倉庫事業者として本業務を実施していただきます。 なお、当該営業倉庫部分において、事業者の提案により、営業倉庫の運営に関連する業務を実施することは可能です。
70	要求水準書	52	第7	2					業務の要求水準	営業倉庫（前室を含む）の面積内にて美術品等の保管に付随する荷役、梱包、輸配送準備、検品、作業スペース等の付帯サービスの実施も可能でしょうか。想定される用途・運用条件をご教示ください。	営業倉庫部分において、営業倉庫の運営に付随する荷役、梱包、輸配送準備、検品、作業スペース等の関連業務を実施することは可能です。
71	要求水準書	52	第7	2					業務の要求水準	営業倉庫について、収蔵室等の事業実施部分とは別区画として運用されるものと理解しておりますが、営業倉庫エリアは独立した区画（個室・専用区画）として整備することを想定されているのでしょうか。	お見込のとおりです。
72	要求水準書	54	第8	2					実施条件	現場説明時に窯業科棟又はセラミック棟を活用する場合は、別添資料5に記載の土壌汚染対策法第3条第1項ただし書の区域から外れるので、調査が必要とありますが、ただし書の区域全ての範囲の調査が必要でしょうか？使用する範囲のみの調査でいいのをお教え願います。	別途、守秘義務資料として回答します。
73	要求水準書	54	第8	2					実施条件	「任意事業によって得た収入等は、任意事業実施企業の収入とする」とあることから、任意事業に係る料金は、任意事業実施企業が利用者から徴収し、SPCの口座を通さず、自己の収入にする（SPCは任意事業に係る売上を計上しない）ことが前提になるとの理解してよろしいでしょうか。	別途、守秘義務資料として回答します。
74	要求水準書	-	全般						スケジュール	博物館用展示ケースについて、設計確定、製作、納入、設置及び使用開始までの想定スケジュールをご教示ください。	展示ケース等を含む什器・備品の調達・整備業務は、設計・建設業務に含まれます。2031年3月の引渡しに間に合うよう、計画してください。
75	要求水準書	-	全般						スケジュール	現時点で具体的な日程が未確定の場合、展示ケースの供給に関連する主要なマイルストーン又は設置完了期限の目安をご教示ください。	No. 74の回答を御参照ください。
76	【9月7日 変更公表資料】 要求水準書 変更表	1	第3	3	(1)	コ	(ア)		外構計画	不透水性シート（ブルーシート）撤去の上、舗装の事とありますが舗装の種類、舗装仕上構成等仕上がり仕様をご教示ください。（例：アスファルト或いはコンクリート舗装、舗装厚50mm等）	土壌汚染対策の措置としては、厚さ10cm以上のコンクリート舗装又は厚さ3cm以上のアスファルト舗装若しくはこれと同等以上の耐久性及び遮断の効力を有するものにより覆う必要がありますが、車両の通行が想定される部分は車両の通行により沈下、不陸及び段差が生じない構造とさせていただきます。

愛知県美術品等共同収蔵庫整備等事業 入札説明書等に関する質問(参加資格以外に関する質問)及び回答

No	資料名	該当箇所							タイトル	質問	回答
		頁	項目								
77	【9月7日 変更公表資料】 要求水準書 変更表	1	第3	3	(1)	コ	(ア)		外構計画	不透水性シート（ブルーシート）撤去の上、舗装の事とありますが現状有姿のまま舗装を行うことでよろしいでしょうか。（例：凹凸ある場合に舗装厚50mmにて擦り付ける等。）	現状有姿のまま舗装を行うかどうかは事業者の提案によります。なお、舗装の仕様についてはNo. 76の回答を御参照ください。
78	【9月7日 変更公表資料】 要求水準書 変更表	1	第3	3	(1)	コ	(ア)		外構計画	要措置区域指定の範囲は健康被害が生じるおそれがあるため、汚染除去等の必要な措置が県知事から指示が出ていると思われます。その指示内容についての詳細資料(必要な対策や措置内容及びその範囲)の提供をお願いいたします。	別途、守秘義務資料として回答します。
79	様式集及び記載 要領	1	(1)	イ					使用する用紙のサイズ等	「・・・様式AからE及び・・・」とありますが「・・・様式AからE及び・・・」の誤記と理解してよろしいでしょうか。	お見込のとおりです。 当該資料を修正いたします。
80	様式集及び記載 要領	1	(1)	エ					その他共通事項	代表企業、構成員、協力会社を含め、提案書には企業名を記載して良いとの理解でよろしいでしょうか。	お見込のとおりです。
81	提出書類及び様 式一覧	3	6	②					提案概要書、事業提案書	フラットファイルの表紙・背表紙に記載する事項にご指定はございますでしょうか。必須記載事項をご教示ください。	フラットファイルの表紙及び背表紙に記載する事項について、特段の指定はありませんが、事業名や応募グループ名等が識別できるよう整理してください。
82	提出書類及び様 式一覧	3	6	②					事業提案書	「各様式の下端に、事業提案書全体を通してページ番号を付すこと」とありますが、様式A - 1に添付する関心表明書、様式A - 2に添付する①～⑥、様式Bに添付する①～⑩、様式C - 3に添付する①～③、様式C添付「開館準備・運営業務計画提案書」、様式D添付「維持管理業務計画提案書」、様式E添付「任意事業の収支計画」については、ページ番号の記載不要と理解してよろしいでしょうか。	添付書類（様式A - 1に添付する関心表明書、様式A - 2に添付する①～⑥、様式Bに添付する①～⑩、様式C - 3に添付する①～③、様式C添付「開館準備・運営業務計画提案書」、様式D添付「維持管理業務計画提案書」、様式E添付「任意事業の収支計画」）については、事業提案書全体を通したページ番号の記載は不要です。
83	提出書類及び様 式一覧	6	6	②					様式C-3添付③「付帯業務 の投資計画及び資金調達計 画」	「上限枚数一」となっておりますが、Excel様式の脚注部には「2枚以内」と記載されております。 上限枚数は2枚と認識すればよろしいでしょうか。	上限は設けません。当該様式の脚注部を修正します。
84	提出書類及び様 式一覧	7	6	②					様式E添付「任意事業の収 支計画」	「上限枚数一」となっておりますが、Excel様式の脚注には「3枚以内」と記載されております。 上限枚数は3枚と認識すればよろしいでしょうか。	上限は設けません。当該様式の脚注部を修正します。
85	提出書類及び様 式一覧	7	6	②					CD-R	CD-Rの表面に記載する事項にご指定はございますでしょうか。必須記載事項をご教示ください。	CD-Rの表面に記載する事項について、特段の指定はありませんが、事業名や応募グループ名等が識別できるよう整理してください。
86	様式集（Word）	-	様式11						入札書 ※脚注部分	「※入札書は、任意の封筒に入れ封かんし、提出すること。・・・」とありますが、別紙も一緒に封かんするとの理解でよろしいでしょうか。	お見込のとおりです。
87	様式集（Word）	-	様式11						入札書 ※脚注部分	「※入札書は、・・・「愛知県美術品等共同収蔵庫整備等事業に係る入札書在中（「入札書在中」は朱書きのこと。）」の旨を記載すること。」とありますが「入札書在中」という文字のみ朱書きにすると理解でよろしいでしょうか。	お見込のとおりです。
88	様式集（Word）	-	様式12						事業提案書等提出届	提案概要書と事業提案書は、別のファイルに分けて、それぞれ18部提出する必要があるとの理解でよろしいでしょうか。	提案概要書と事業提案書は同じファイルに綴じた上で18部御用意ください。
89	様式集（Word）	-	様式12						事業提案書等提出届	CD-Rは、提案概要書と事業提案書に分けて、それぞれ2部提出する必要があるとの理解でよろしいでしょうか。	提案概要書と事業提案書に分けてCD-Rを御用意いただく必要はありません。

愛知県美術品等共同収蔵庫整備等事業 入札説明書等に関する質問(参加資格以外に関する質問)及び回答

No	資料名	該当箇所							タイトル	質問	回答
		頁	項目								
90	様式集（Word）	-	様式13						事業提案書等の提出確認表	本様式は、2枚になりますが、左肩上をホチキス止めて提出してよろしいでしょうか。それとも、両面印刷して提出した方がよろしいでしょうか。	特に定めはありません。どちらでも結構です。
91	様式集（Excel）	-	【様式A-2添付①】						事業収支計画	「貸借対照表(税込)」とありますが、「損益計算書(税抜)」との整合を図るため、貸借対照表も税抜で作成することを認めていただけないでしょうか。	御意見を踏まえ、損益計算書についても「税込」で作成することとし、関係の様式を修正します。
92	様式集（Excel）	-	【様式A-2添付②】						運営業務収入の算定根拠	「金額」欄は、「年間」の収入見込額を記載するとの理解でよろしいでしょうか。	お見込のとおりです。 なお、年度ごとに金額が異なる場合は、年度ごとに分けてご記載ください。 これに関連して、様式脚注部に誤りがありましたので修正します。
93	様式集（Excel）	-	【様式A-2添付③】						設計・建設費の内訳書	SPCの設立関連費や設立後のSPC事務管理費（保険料、弁護士費、税理士費用、監査費用、アドバイザリー費、その他諸経費等）、SPCの利益相当額等は、「V.その他費用」に計上できると理解してよろしいでしょうか。それとも、これらの金額は、統括管理費として計上するのでしょうか。	SPCの設立関連費や設立後のSPC事務管理費（保険料、弁護士費、税理士費用、監査費用、アドバイザリー費、その他諸経費等）は、統括管理費として計上してください。 なお、SPCの利益相当額等の費用計上にあたっては、企業会計基準等に則り、適切に処理を行ってください。
94	様式集（Excel）	-	【様式A-2添付③】						設計・建設費の内訳書	SPCの設立関連費や設立後のSPC事務管理費（保険料、弁護士費、税理士費用、監査費用、アドバイザリー費、その他諸経費等）、SPCの利益相当額等は、「V.その他費用」に計上できる場合、当該費用もサービス購入料Aに係る毎年度の出来形として、請求できるとの理解でよろしいでしょうか。	No. 93の回答を御参照ください。 なお、サービス購入料Cは、毎四半期ごとに支払いを行います。
95	様式集（Excel）	-	【様式A-2添付④】						統括管理費及び開館準備・維持管理・運営費の内訳書	各費目に関して、[人件費] [物件費] [役務費] [修繕・更新業務費] [光熱水費] [その他]のいずれに計上するかは、「費目の内訳と具体的な指標名等との関連付けの例示」を参考に、事業者の提案になるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込のとおりです。
96	様式集（Excel）	-	【様式A-2添付④】						統括管理費及び開館準備・維持管理・運営費の内訳書	開館準備業務に関して、2030年度にも金額を計上できるようになっていますが、2031年3月末に施設引渡しを行う場合も、2030年度に開館準備費を記載することができるのでしょうか。	お見込のとおりです。 なお、開館準備業務の開始日が、施設引渡日より前になることも考えられることから、開館準備業務の期間を「事業者の提案による日～開館日の前日」と修正します。本施設を利用して実施する開館準備業務については施設引渡日以降から実施可能とし、作品移設業務の一部や広報業務など、それ以外の業務については御提案によるものとします。 また、サービス購入料Bの支払時期は、提案された業務実施時期を踏まえて設定します。 あわせて、特定事業契約書（案）第68条（開館準備業務の業務計画書）第1項の「施設引渡日」を「開館準備業務の開始日」に修正します。
97	様式集（Excel）	-	【様式A-2添付④】						統括管理費及び開館準備・維持管理・運営費の内訳書	SPCの設立関連費や設立後のSPC事務管理費、SPCの利益相当額等は、統括管理業務として計上できるとの理解でよろしいでしょうか。	SPCの設立関連費や設立後のSPC事務管理費は、統括管理費として計上してください。 なお、SPCの利益相当額等の費用計上にあたっては、企業会計基準等に則り、適切に処理を行って下さい。
98	基本協定書(案)	3	第6条	1・2					業務の委託・請負	PFI事業の場合、SPCが各業務委託請負先と締結する契約書は、弁護士や融資金融機関の承諾が必要になり、締結手続きが数か月必要になることもあります。このため「各業務に着手する日までに」、業務委託請負契約を締結することは、実務上困難となることから、「各業務に着手する日までに」という文言は削除または修正をお願いできないでしょうか。	「各業務に着手する日までに」を「各業務につき本事業の遂行上合理的に必要とされる時期までに」に変更します。
99	基本協定書(案)	13	別紙3	脚注5					違約金の額	任意事業が提案どおり実施されない場合の違約金に関して、「初期投資額の想定額の10%又は年間売上高の想定額の20%のうち、いずれか高い方の額を基本」とありますが、違約金は任意事業に係る「初期投資額」「年間売上高」に限定して算定されると理解してよろしいでしょうか。	お見込のとおりです。
100	特定事業契約書（案）	6	第16条	第1項					必要な契約の締結	PFI事業の場合、SPCが各業務委託請負先と締結する契約書は、弁護士や融資金融機関の承諾が必要になり、締結手続きが数か月必要になることもあります。このため「各業務に着手する日までに」、業務委託請負契約を締結することは、実務上困難となることから、「各業務に着手する日までに」という文言は削除または修正をお願いできないでしょうか。	「各業務に着手する日までに」を「各業務につき本事業の遂行上合理的に必要とされる時期までに」に変更します。
101	特定事業契約書（案）	22	第55条	第2項					第三者に及ぼした損害	通常避けることができない理由により第三者に損害を及ぼした場合の損害賠償責任の負担について、以下の通りお伺いします。 愛知県公共工事請負契約約款第29条（第三者に及ぼした損害）では、当該損害を発注者が負担することとされておりますが、特定事業契約書においても同様に県が負担することとすることは可能でしょうか。	「前項の規定にかかわらず、工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、事業者がその損害を負担しなければならない。」を「前項の規定にかかわらず、工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、県がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち工事の施工につき事業者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、事業者が負担する。」に変更します。

愛知県美術品等共同収蔵庫整備等事業 入札説明書等に関する質問(参加資格以外に関する質問)及び回答

No	資料名	該当箇所							タイトル	質問	回答
		頁	項目								
102	特定事業契約書 (案)	22	第55条						第三者に及ぼした損害	工事目的物に起因する日照阻害、風害、電波障害等により第三者に損害が生じた場合の取扱いについて、下記の点についてご質問いたします。 1. 損害補償の責任者について 工事目的物により日照阻害、風害、電波障害その他発注者の責めに帰すべき事由により第三者に損害が生じた場合、その損害の補償は県が行うものと理解してよろしいでしょうか。	要求水準書「第3 5（2）ア」において、「事業者は、設計に先立ち、必要に応じて本敷地に関する設備の社会基盤調査、地盤調査、敷地測量（平面・高低）、電波障害事前調査、土壌汚染対策法の届出に必要な調査、生活環境に関わる調査（交通量、風害、日照、景観等）を行う」とこととしています。 事業者が上記調査を適切に実施せず、工事目的物に起因して第三者に損害が生じた場合は、特定事業契約書（案）第108条第3項に基づき「事業者は、その責めに帰すべき事由により生じた（中略）第三者の損害を、当該第三者に対して賠償」するものとなります。 また、県の責めに帰すべき事由により第三者に損害が生じた場合の取扱いについては、特定事業契約書（案）第108条（損害賠償責任）に第5項を追加して規定します。
103	特定事業契約書 (案)	22	第55条						第三者に及ぼした損害	工事目的物に起因する日照阻害、風害、電波障害等により第三者に損害が生じた場合の取扱いについて、下記の点についてご質問いたします。 2. 紛争発生時の対応について 上記の事由により第三者との間に紛争が生じた場合には、県及び事業者が協力して問題の処理及び解決に当たることとしてよろしいでしょうか。	特定事業契約書（案）第55条第3項及び第108条第5項（変更後第6項）に基づき、第三者との紛争が生じた場合は県及び事業者が協力してその処理解決にあたります。
104	特定事業契約書 (案)	34	第88条	第2項 第3項					付帯業務の収入の帰属	付帯業務に係る料金は、付帯業務実施企業が当該サービスを利用する者から徴収し、SPCの口座を通さず、自己の収入にできる（SPCは付帯業務に係る売上を計上しなくて良い）と理解してよろしいでしょうか。	別途、守秘義務資料として回答します。
105	特定事業契約書 (案)	35	第93条	第3項					サービス購入料A	「請求時の出来形に相応する費用（対価の一部支払後の残額は支払留保分とする。）について、一部支払を請求することができる」とありますが、請求時の出来形について、県の確認が得られた場合、当該出来形に相応する費用が全額、事業者に支払われると理解してよろしいでしょうか。	お見込のとおりです。ただし、特定事業契約書（案）第97条に定めるとおり、各会計年度における支払いの上限額は各年度における歳出予算の範囲内となることに御留意ください。
106	特定事業契約書 (案)	35	第93条	第3項					サービス購入料A	「一部支払の請求をする場合、この請求を必ず各年度末に行うものとし、そのほか各年度内において2回を上限とし行うことができる」とありますが、設計・建設期間中、サービス購入料Aの一部支払は、年度末を含め毎年度3回請求することが可能と理解してよろしいでしょうか。	お見込のとおりです。
107	特定事業契約書 (案)	38	第98条	(8)					監査役及び会計監査人	「監査役及び会計監査人を置くこと」とありますが、会計監査人に関しては、事業期間を通じた依頼及び登記に係る費用負担が大きいことから、SPCへの登記は監査役のみとしていただき、財務書類はSPC外部の公認会計士又は監査法人の監査を受ける体制を認めていただけないでしょうか。	原案のとおりとします。
108	特定事業契約書 (案)	39	第99条	第2項	(7)				監査役及び会計監査人	「監査役及び会計監査人を置くこと」とありますが、会計監査人に関しては、事業期間を通じた依頼及び登記に係る費用負担が大きいことから、SPCへの登記は監査役のみとしていただき、財務書類はSPC外部の公認会計士又は監査法人の監査を受ける体制を認めていただけないでしょうか。	原案のとおりとします。
109	特定事業契約書 (案)	43	第107条	第5項					不可抗力	不可抗力による損害について、以下の点をお尋ねします。 現在の特定事業契約書では、不可抗力による損害が「県が設計条件（地盤の形質変更等）を変更する必要があると認めた場合」に限定されています。 一方、愛知県公共工事請負契約約款第30条（不可抗力による損害）には、このような限定条件が設けられていません。 つきましては、特定事業契約書においても、愛知県公共工事請負契約約款と同様に、不可抗力による損害の適用要件から限定する条件を削除することは可能でしょうか。 ご検討のほど、よろしくお願ひいたします。	原案のとおりとします。
110	特定事業契約書 (案)	43	第107条	第5項					不可抗力	本項5行目に記載されている「本事業の遂行が相当期間にわたって不可能」という表現についてお尋ねいたします。 ここで用いられている「相当期間」とは、具体的にどの程度の期間を想定されているのでしょうか。例えば、数ヶ月単位なのか、1年以上なのか、あるいは他の基準があるのかについて、明確なご説明をお願いいたします。 本事業の遂行判断に関わる重要な基準と考えられるため、より具体的なお回答をいただけますようお願いいたします。	事案ごとに個別に合理的な相当期間を判断することを想定しています。
111	特定事業契約書 (案)	48	第118条	第2項					違約金	損害額が違約金の額を上回るときは、その差額を支払うこととなっておりますが、愛知県公共工事請負契約約款第53条（発注者の損害賠償請求等）には記載がありません。 特定事業契約書においても同様に無くすることはできますでしょうか。	原案のとおりとします。

愛知県美術品等共同収蔵庫整備等事業 入札説明書等に関する質問(参加資格以外に関する質問)及び回答

No	資料名	該当箇所							タイトル	質問	回答
		頁	項目								
112	特定事業契約書（案）別紙6	1	第2						開館準備業務・維持管理・運営業務に係る保険	美術品保険（オールリスクカバー）について、保険条件は地震危険不担保、格落ち損害不担保でよいのか	お見込のとおりです。
113	特定事業契約書（案）別紙6	1	第2						開館準備業務・維持管理・運営業務に係る保険	作品移設業務及び作品運搬業務に当たっては、1作品ごとの価格が記載されたリストは提示されるのか。	作品移設業務、作品運搬業務を実施するに当たっては、1作品ごとの価格が記載されたリストを提示します。
114	特定事業契約書（案）別紙6	1	第2						開館準備業務・維持管理・運営業務に係る保険	作品移設業務及び作品運搬業務について、県立3施設ごとに対象作品のうち1作品としての最大価格を知りたい。	別途、守秘義務資料として回答します。
115	特定事業契約書（案）別紙6	1	第2						開館準備業務・維持管理・運営業務に係る保険	県立3施設の作品の保存について、保存中の作品に対する火災保険（動産保険）を事業者等が付保する必要はないのか。	保存中の作品に対する火災保険（動産保険）を事業者等が付保する必要はありません。
116	特定事業契約書（案）別紙6	1	第2						開館準備業務・維持管理・運営業務に係る保険	2031年の開館以降の作品運搬業務の保険金額の設定について、1年ごとの運搬する作品の保険金額（作品価格）の目安を知りたい。	別途、守秘義務資料として回答します。
117	特定事業契約書（案）別紙7	4	第2						サービス購入料B（開館準備費）	支払時期に関して「2030年度」「2031年度」の欄が記載されていますが、施設の引渡しが2031年3月末になる場合、2030年度の支払は発生しないとの理解でよろしいでしょうか。	No. 96の回答のとおり、サービス購入料Bの支払時期は、提案された業務実施時期を踏まえて設定します。。
118	特定事業契約書（案）別紙7	4	第2						サービス購入料B（開館準備費）	各四半期（Ⅰ～Ⅳ）に計上する金額に関して、每期異なる金額を計上してよろしいでしょうか。	お見込のとおりです。
119	特定事業契約書（案）別紙7	5	第3						サービス購入料C（統括管理費及び維持管理・運営費）	特定事業契約が2027年7月に締結された場合、統括管理費は、2027年度第Ⅱ四半期から計上できるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込のとおりです。
120	特定事業契約書（案）別紙7	5	第3						サービス購入料C（統括管理費及び維持管理・運営費）	各四半期（Ⅰ～Ⅳ）に計上する金額に関して、統括管理費、維持管理・運営費は、毎年度、每期異なる金額を計上してよろしいでしょうか。それとも、開館日が属する2031年度の四半期の翌四半期以降は、每期同じ金額を計上する必要があるのでしょうか。	統括管理費、維持管理・運営費は、毎年度、每期異なる金額を計上することも可能です。
121	特定事業契約書（案）	-	-						愛知県公共工事請負契約約款第40条（前払金等の不払に対する工事の中止）に関して追加	愛知県公共工事請負契約約款第40条では、支払い遅延時に工事中止が可能である旨が規定されています。しかし、特定事業契約書にはこの規定が記載されていません。つきましては、特定事業契約書においても、愛知県公共工事請負契約約款第40条と同様の支払い遅延時の工事中止に関する条項を追加していただくことは可能でしょうか。ご検討のほど、よろしくお願いいたします。	特定事業契約書（案）第48条（工事の中止）に、県がサービス購入料Aの一部支払を遅延し、事業者が相当の期間を定めてその支払いを請求したにもかかわらず支払いをしないとき、事業者が工事の全部又は一部を一時中止できる旨の規定を第3項として追加します。
122	特定事業契約書（案）	-	-						愛知県公共工事請負契約約款第40条（前払金等の不払に対する工事の中止）に関して追加	愛知県公共工事請負契約約款第40条2項では、工事を中止した場合に以下の対応が可能であると定められています。 ・工期の変更 ・請負金の変更 ・損害賠償 しかし、現在検討中の特定事業契約書には、上記の工事中止時の取扱いに関する記載がありません。つきましては、特定事業契約書においても、愛知県公共工事請負契約約款第40条2項と同様の工事中止時の取扱い規定（工期・請負金の変更、損害賠償に関する事項）を追加することは可能でしょうか。ご回答のほど、よろしくお願いいたします。	No. 121の回答による規定の追加と併せ、特定事業契約書（案）第48条3項（変更後第4項）を変更し、県の支払遅延により工事の全部又は一部が一時中止となったとき、県は、必要があると認められるときは設計・建設期間又はサービス購入料Aを変更し、若しくは工事の施工の一時中止に伴い必要となる追加費用又は事業者に損害を及ぼした場合の費用を負担しなければならないこととします。

愛知県美術品等共同収蔵庫整備等事業 入札説明書等に関する質問(参加資格以外に関する質問)及び回答

No	資料名	該当箇所							タイトル	質問	回答
		頁	項目								
123	特定事業契約書 (案)	-	-						愛知県公共工事請負契約約款第50条二では、一定期間工事が中止された場合に契約の解除が可能となる旨が規定されています。 しかし、現在提示いただいている特定事業契約書にはこの規定が記載されていません。 つきましては、特定事業契約書においても、愛知県公共工事請負契約約款第50条二と同様の工事中止期間に基づく解除条項を追加記載していただくことは可能でしょうか。 ご検討のほど、よろしく願いたします。	特定事業契約書（案）第112条において、不可抗力等の発生により、本事業の継続が困難と判断されたとき、県又は事業者は、相手方との協議により特定事業契約の全部又は一部を解除することができます。	
124	【9月3日現地説明会】	-	-						野球場	現地説明会での野球場での説明時に「緊急避難場所」として想定している収容人数が3,300人と伺いました。整地する面積は、入口のアプローチを除き1人当たり1㎡で換算、3,300㎡程度と考えてよろしいでしょうか。	約3,300人は周辺の住民数をお伝えしたのになります。整地範囲については、No.32の回答を御参照ください。
125	【9月3日現地説明会】	-	-						野球場	また、上記野球場整地範囲の仕上げの仕様もしくは程度（例：草刈り程度、草刈り除根の上砕石（C40厚さ50mm敷均し転圧等）をご教示ください。	No.32の回答を御参照ください。
126	現地説明会	-							残置物について	外部渡り廊下にフォークリフトが残置されておりますが、事業開始前に撤去していただけたという認識でよろしいでしょうか。	現在、フォークリフトは残置されていません。